

標 題：

バルバドス籍船舶の無線方向探知機に対する
同等物措置について

NKテクニカル インフォメーション

No.: 381

Date: 平成12年11月10日

関係船主・造船所各位

無線方向探知機の搭載に関する要件及び特定の条件の下における搭載免除に関する規定が、74SOLAS の 1988 年改正第 V 章 12 規則 (p) に定められております。

この度、バルバドス政府は、同規則を適用して、一定の条件を満たした GPS 受信機を無線方向探知機の同等物として認め、無線方向探知機を撤去できる同等物措置を、IMO サーキュラー SLS.14/Circ.168 により関係者に通知しております。

バルバドス政府の同等物措置についての通知を基に、その取扱いを添付別紙の通り取りまとめましたのでお知らせします。

以上

添付： バルバドス籍船舶の無線方向探知機に対する同等物措置の条件及び取扱い

お問い合わせ： 材料艀装部

Tel : 03-5226-2020

Fax : 03-5226-2019

ClassNK

財団法人 日本海事協会

東京都千代田区紀尾井町4番7号 〒102-8567

このテクニカルインフォメーションは貴社のお役にたてればと思って情報を提供するものです。必要に応じて貴社のご判断、責任においてご利用下さい。
疑問についてはいつでもご相談下さい。

バルバドス籍船舶の無線方向探知機に対する同等物措置の条件及びその取扱い

1. 同等物としての条件

IMO 決議 A.819(19)の要件を満たす承認された GPS 受信機 1台

2. 同等物措置についての手続き

- (1) GPS 受信機を搭載して無線方向探知機の同等物とする措置を希望する船主・造船所は、GPS 受信機の製造社名及び型式名を記載した申込書を担当支部・事務所に提出して下さい。
- (2) 申込みを受けた弊社支部・事務所は、GPS 受信機が条件に適合している場合、SE 検査を行い、GPS 受信機の良い状態が確認できれば、同等物措置に関する“General Statement”を発行します。これにより無線方向探知機の撤去が可能となります。
なお、免除証書は発行されません。
- (3) その他
既に免除証書が発行されている場合、その免除証書は有効です。